

自治体キャラバン回答書

広陵町

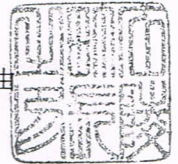
2018年1月15日

回 答 書

平成30年1月15日

葛城北民主商工会
代表 麓 信二 様
広陵新日本婦人の会
代表 下村 瑛子 様
健生会友の会広陵支部
支部長 寺前 憲一 様
奈良県農民連広陵班
代表 新谷 好史 様
広陵町議会議員
八尾 春雄 様
広陵町議会議員
山田 美津代 様

広陵町長 山 村 吉 由



貴団体におかれましては、町行政のみならず幅広い観点から、住民の暮らしについて、様々なご提言をいただいていることに敬意を表します。

過日の2017自治体キャラバンでの要望書に対し、下記のとおり回答申し上げます。
なお、多岐にわたる項目であるため、内容は要点のみとなっておりますが、ご理解のうえ、所属の町議会議員の議員活動等を通じてご確認いただきたくお願い申し上げます。
今後とも、町行政にご協力いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

記

以下、左端の数字は要望書の番号に応答しています。

- 1 我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増すなか、2014年7月1日、新3要素を満たす場合に限定した集団的自衛権の行使を認める閣議決定がなされ、関連する安全保障関連法案が衆議院に提出、国会にて審議の上、2016年3月29日施行されたものです。

- 2 自衛隊法に基づく自衛官募集に関する事務は、住民基本台帳法第11条第1項の規定にする法令で定める事務の遂行のために必要である場合に該当し、住民基本台帳の一部の写しを閲覧できるものと政府が答弁しています。自衛隊は国の防衛・災害対策を担うもので組織を維持するために必要であると認識しています。
- 3 原発稼働の適否については国策に委ねるものと考えます。今後も、自然エネルギーの促進を行ってまいります。
- 4 遊水機能の強化については、南郷区、安部区及び寺戸区で田んぼダム整備を開始しており、徐々に整備区域を広めている状況です。中区の準工業地地域周辺に大規模な調整池を計画しており、中区及び古寺区の内水被害の低減を図ります。奈良県大和川流域総合治水条例制定に合わせて、本町でも雨水浸透施設の整備や道路地下式遊水池等の設置を検討したいと考えます。

なお、避難設備と緊急連絡網の整備につきましては、地域防災計画及び避難所基本計画で定めています。
- 5 本町が過去に経験したことのない想定外の大雨により、町内の至る所に浸水が発生したため、緊急的に竹取公園駐車場の開放を試みたものです。今後は、この様な浸水が想定される場合には、住民自らが行動しやすいよう事前周知に努めたいと考えます。
- 6 防災無線スピーカー周辺の住宅から、訓練放送等を実施した際の音が大きすぎるとのご意見もいただいております。地形や風雨等の条件により左右されるのではないかと考えています。また、こういった状況が本町だけに限らず全国で発生していることから、現在総務省において個別受信システムの研究が進められており、区・自治会有線放送との連動なども視野に入れながら研究してまいります。

なお、災害が発生する恐れが高まった時は、防災無線放送の他、緊急速報メール、テレビやラジオ報道による緊急速報が発信されるようになっており、多重の情報伝達が確立されています。
- 7 平成30年度から未就学児の福祉医療費現物給付に対する国のペナルティが廃止されたことに伴い、奈良県下でも未就学児について、現物給付に向けての勉強会が開催され、県内全市町村の合意があれば、平成31年度中に実施ができるよう最終調整の段階です。未就学児だけでなく、今後対象が全福祉医療制度になるように引き続き県に働きかけてまいります。
- 8 施設の整備等様々な状況を踏まえつつ、学童保育も含め、現行以上の基準となるよう努力してまいりたいと考えます。保育士や指導員の待遇等につきましても、他の職員等のバランスを考慮しながら検討してまいりたいと考えます。

9 平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、政府として総合的に取組を進めることとされており、内閣府、文部科学省、厚生労働省などの関係省庁が連携して取り組んで行くこととされています。本町においても、教育委員会だけでなく、企画部、福祉部と連携し、子どもの貧困について支援していきたいと考えます。子ども食堂についても、その中で検討してまいります。

10 新入学児童生徒への学用品費支給については、小学1年入学予定の児童に対して、10月の就学時健康診断案内通知送付時に就学援助のチラシを同封し、中学1年入学予定者については、12月に小学6年生児童に対してチラシを配布しました。チラシ以外にも広報やホームページでも周知し、年度内の3月に支給すべく準備（3月12日に振込予定）しています。

11 こども園への計画については、様々な角度から検討しながら進めています。待機児童対策も待ったなしの状況ですが、保護者のニーズも多様化し、難しい見通しのなかで慎重に進めてまいります。

12 毎年、新年度の入園申し込み後は、利用調整を行い、その後辞退等の調整も行い、入所に向けて、保育園とも調整しながら、待機児童が発生しないように前向きに進めています。しかしながら、特に低年齢児の受け入れ枠は、部屋の面積、保育士が保育できる児童数など、厳しい要件により受入数に制限が生じてしまいます。このことも踏まえながら、順次認定こども園の設立や保育園・幼稚園の整備に努めてまいります。

13 兄弟姉妹が同一園での入所になるよう配慮していますが、各園の各年齢児の募集人数の関係から、希望どおりにならない場合があります。

14 各園で違いはあると思いますが、保育会のバザー等で制服等を安価で入手できたり、保護者間で譲り合ったりされているようです。

また、転園予定や最終学年等通園期間が短い園児につきましては、保育園と相談されて制服等の購入を差し控えられる方もおられ、行事等撮影に必要な場合は、園の貸出等で対応いただいています。

なお、園の特徴として各園の制服があり、町内全ての園で制服を統一することは、現在考えていません。

15 病児保育は、土庫こども診療所の「ぞうさんのおうち」と利用協定を締結し、今年度10月末までの状況は154名の利用登録があり、利用日数は58日となっています。田原本町こどもの森保育園は、利用者がなかったため、平成27年度より利用協定は結んでいません。

1.6 平成30年度から未就学児の福祉医療費現物給付に対する国のペナルティが廃止されたことに伴い、奈良県下でも未就学児について現物給付に向けての勉強会が開催され、県内全市町村の合意があれば、平成31年度中に実施ができるよう、最終調整の段階です。未就学児だけでなく、今後対象が全福祉医療制度になるように引き続き県に働きかけてまいります。

1.7 ロタワクチンをはじめとする任意予防接種の接種料金助成については、現在検討中です。

ロタワクチンについては、国の審議会で、定期接種化の可否について審議が進められています。その報告から、ワクチン接種により病状の重症化の防止や集団免疫効果が期待できるものの、今後の課題として、接種による副反応であると考えられる腸重積の発症状況や、費用対効果等の分析を行っていくこととされています。国の情報や方針を参考にしながら、より安心・安全な接種となるように研究を重ね、経済的負担の軽減についても検討してまいります。

妊婦健診14回分について、従来、最高公費負担額95,000円であったところ平成29年度から、97,500円に引き上げて助成しています。今後も医療機関との連携を密にし、妊婦の支援の充実を図り継続して実施してまいります。

1.8 助産所には直接的な援助は行っていませんが、新生児訪問や健診、乳幼児相談などで助産師と連携を密にし、情報交換して事業を進めています。今後も地域子ども・子育て世代包括支援事業を進める中で、地域助産所、産科医療機関と連携を深めてまいります。

保険適用がされていない高額の不妊治療の助成については、特定不妊治療である体外受精及び顕微授精において、県の特定治療費支援事業で平成28年度から対象範囲及び助成回数を拡大して実施しています。その他の一般不妊治療に関する独自の助成については、不妊に悩む人の精神的・経済的負担の軽減を図るため、情報収集や相談体制の整備など効果的な支援策について検討をしてまいります。

1.9 平成30年度の入所受付は、10月中旬で締め切り、利用調整を行っています。国の基準により設備や面積等から各園の定員が定められており、全ての方が第1希望の保育園に入所することは、例年厳しい状況となっています。順次、認定こども園の設立や保育園・幼稚園の整備に努めてまいります。

また、保育料の多子軽減につきましては、所得階層区分の第1階層から第4-2階層までの方は、子どもの年齢制限を完全に撤廃した保育料に改正しています。

2.0 放課後子ども育成教室につきましては、入所希望者が増加し、クラブによっては、各学校等の空き教室等の利用により運営しています。定員の見直しについては、国の基準もあり、新たな部屋の確保や指導員の確保が必要であり、今後の検討課題としています。

また、平成29年度から終了時間を午後6時30分に延長し、保護者のニーズに近づくよう努力しています。

2 1 本町では、各大字・自治会に公民館・集会所がありますので、現有施設の有効活用が相当と考えます。

2 2 広陵元気号につきましては、平成28年10月から本格運行を開始し、利用者数は当初と比較しますと約25%増となっています。平成29年10月に1周年を迎えたことから、さらに利用者を増やす取り組みとして、町内商業施設の連携したお買い物ポイントカードの導入や広陵文化祭の開催日に運賃を無料で運行する日を設け、普段から利用していただいている方はもちろんのこと利用したことがない方に対しても利用いただける機会を提供しています。

また、3月には公共交通の利用啓発を目的として「公共交通とまちづくり」のシンポジウムを開催する予定です。

平成30年度は中間検証年度となっていることから、鉄道や路線バス、タクシー等の公共交通全般に関する調査として、元気号利用者アンケート、住民アンケート、住民ワークショップを実施する予定です。その結果をもとに改善策や具体的な実施方法について地域公共交通活性化協議会の中で議論してまいります。

2 3 デマンド交通の導入、研究についてはNo.22の回答のとおりです。ただし、デマンド交通の導入は、民業（路線バスやタクシー）を圧迫することとなり、路線バスの縮小や撤退の要因となるため慎重を期す必要があります。

2 4 竹取公園や馬見丘陵公園を活用したまちづくりを進めるため、平成29年2月に県とまちづくり連携協定を締結しました。現在、竹取公園周辺地区のまちづくり基本構想を策定しているところであり、この中で県道河合・大和高田線の整備についても検討を進めてまいります。

2 5 奈良交通の「真美ヶ丘線」及び「王寺五位堂線」の路線につきましては「奈良県地域交通改善協議会」の協議対象外路線となっていますので、自治体からの要望書で延伸することも可能ですが、香芝市、広陵町の地域公共交通活性化協議会の同意が必要となります。

2 6 平成26年度より自転車走行空間の整備について検討を進めており、本年度から工事着手することとしております。葛城川堤防の県の自転車道とネットワークを形成するよう整備を進める予定です。

2 7 同交差点は、東西から進入してくる車両に対して注意を喚起するための破線を設置しています。また今年度は、地元要望によりカーブミラーを設置し、併

せて電柱幕による注意喚起や周辺には路面標示もしています。

28 歩行者の安全を確保するため、歩車分離式信号機が設置されています。また、交通指導員の立哨に加え、地元ボランティアの方々にも立哨にご協力いただいております。

29 整備工事を南郷方面から順次行っています。

30 横断歩道及び信号機が設置出来るよう、高田土木事務所や香芝警察と協議を行っています。

31 大和高田市に依頼相談しましたが、ロータリー改修計画は無いとのことです。

32 竹取公園や馬見丘陵公園を活用したまちづくりを進めるため、平成29年2月に県とまちづくり連携協定を締結しました。現在、竹取公園周辺地区のまちづくり基本構想を策定しているところであり、この中で検討を進めてまいります。

33 かつらぎの道の東屋設置については、建築物となるため建築基準法の許可等の問題があり進んでいません。ウォーキング等を楽しまれる方へのサービス向上については検討を進めてまいります。

34 介護保険給付に対する負担割合につきましては、介護保険法で定められているもので、負担割合の変更は国全体における検討事項であると考えます。

第7期介護保険事業計画を現在策定中であり、人口推計、要介護認定者、各サービス量や費用の伸び等を推計したうえで、3年間の必要給付費を推計しております。適正なサービス利用を見込み、介護保険料の決定を行ってまいりたいと考えます。

住民税非課税者、無年金者等の低所得者対策につきましては、第一段階においては保険料率の軽減が図られており、また施設利用者には負担限度額認定もあり、所得に応じた軽減が図られていると考えます。

35 第7期介護保険事業計画に向けた在宅介護実態調査において待機者数の把握をしていますが、在宅介護を進めていく中で現在施設整備につきましては、新たな計画は見込んでいません。

今後住民ニーズや待機者数等の確認を行いながら、施設整備計画の必要性を検討してまいります。また特別養護老人ホームへの入所につきましては、原則要介護3以上となっていますが、例外的に要介護1、2においてもやむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合は入所を認めているケースもあります。

- 3 6 急速に少子高齢化が進み、介護が必要となる高齢者の増加と主として介護保険制度を財政的に支える現役世代の減少が見込まれる中、一定の所得がある方については能力に応じた負担を求めるもので、介護保険制度の安定的な継続を図るための負担であると考えます。
- 3 7 介護予防・日常生活支援総合事業の実施により、介護予防訪問介護と介護予防通所介護につきましては、地域支援事業に移行していますが、本町におきましては、移行以前のサービス内容と同様のサービスの実施と地域の実情に応じたサービスの提供を実施しています。
利用料の負担割合など、国の施策検討につきましては、今後の介護保険制度の安定的継続を踏まえたものであると考えます。
- 3 8 低所得の方が安心して施設利用ができるよう、食費と部屋代の一定額以上が申請によって保険給付される負担限度額認定の制度は、従来通り実施されています。
また所得だけで判断するのではなく、預貯金等の資産状況も勘案して負担段階を決定するものです。預貯金等のコピーの提出につきましては、資産状況の確認をさせていただくためのものです。在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を更に高めるため、資産状況を確認した上での認定であると認識しています。
- 3 9 要介護認定につきましては、利用される方からの申請後、その方の状態を確認させていただき認定調査を実施し、コンピュータによる一次判定、認定審査会での二次判定を経て、介護認定が決定します。申請者の状態を直接調査、確認させていただいてからの認定となっていますので、それぞれの状態に応じた介護認定になっているものと認識しています。
- 4 0 住民が住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るよう、また自立した生活を継続出来るよう、適正な介護保険サービスの実施や、介護予防への取り組み、地域づくりへの支援等、関係機関、関係職種との連携を図りながら、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。
- 4 1 町営住宅4団地のうち3団地については、老朽化が著しく建替計画を進めなければならない状況であることから、建替計画において町営住宅のあり方についても検討を進めてまいります。
- 4 2 元気号の充実については、No.22の回答のとおりです。
福祉バス施策としましては、老人福祉センターの利用促進事業として各大字の老人クラブがセンターを利用する場合は、バス運行事業者による送迎を行っています。
- 4 3 熱中症対策については、特に高齢者や乳幼児に注意が必要だと認識しています。

広報やホームページ等を活用するほか、区や自治会に協力いただいて注意喚起を図ってまいります。

また、公民館等の公共施設については「館内を適切な温度に保つ」「ウォータークーラー等を設置し水分補給を促す」「ロビーなどで休まれるよう声かけをする」などに留意し、気軽に活用いただけるように対応いたします。

4.4-①年金は物価変動率等により改定されるというルールのもと、運営がなされています。そのため、物価が上がれば年金額も上がり、物価が下がれば年金額も下がり、実質的な年金額は目減りしないようになっています。

4.4-②少子高齢化が急速に進み、制度を支える人数が少なくなっていくなかで、老後の所得保証とされる年金の財源をどのように確保するかが課題となります。今後も国の動向に注視してまいります。

4.4-③「60歳引退社会」に代わる「65歳現役社会」の実現を目的として、高齢者雇用の一層の促進を図るために、厚生年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられました。国民年金につきましては、制度充足当初から65歳支給開始に変わりはありません。現時点で国民年金保険料の納付期間は延長されていませんが、今後も国の動向に注視してまいります。

4.5 平成30年度の県単位化に向け、11月末の全国大会においても国に要望を提出し、公費投入が約束されました。今後も継続して公費投入を要望し、県全体の負担減となるよう働きかけてまいります。

国保税の算定については、所得に応じた負担となっており、低所得者には7割、5割、2割の法定軽減制度が適用され、応益割が軽減される仕組みとなっています。

4.6 県内どこの市町村でも同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料という基本方針のもと、一般会計からの法定外繰り入れについては継続が難しいと考えます。

しかしながら、広陵町で定着している条例減免の制度継続等については、再度検討の必要があると認識しております。

県単位化による影響については、現時点で納付金が確定していない状況ですが、できる限り負担を抑えられるよう、基金取り崩しも踏まえて検討してまいります。

4.7 災害により資産に重大な損害を受けたことにより、一部負担金を支払うことが困難と認められた場合、一部負担金の免除、減額及び徴収猶予することができるよう平成24年4月1日から「国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱」を施行しています。

また、施行当初から一部負担金の減額及び徴収猶予については、収入基準額を国基準より拡大しています。

44条減免については、詳細についての聞き取りが必要となるため、申請書を窓口等に常設することは、制度上、不相当だと考えます。

また、生活苦の問題が医療費の自己負担だけに留まらず生活全般の支援が必要となる場合は生活保護などの相談に繋げる必要もあり、慎重に対応していかなければなりません。平成28年度、平成29年度においては、相談及び適用したものはありません。今後も広報などを通じて制度の周知を行ってまいります。

48 現在は、医療機関で一旦全額支払う必要のある資格証明書の発行はしていません。やむを得ず短期被保険者証の発行となる対象の方には、納税相談の機会を持つよう心がけ、実情に応じた納税方法での納付交渉をしています。

18歳到達年度末までの子については、短期証とすることはなく、年度当初に1年証を発行しています。

49 奈良県下で統一された基本項目を実施し、費用は無料としています。

また、集団健診の際にガン検診を併せて受診できるように、日程を調整しています。70歳以上のガン検診については、無料で実施しています。

50 70歳から74歳の一般所得者に対する暫定的措置として、後期高齢者医療が始まった平成20年度から国が1割を負担するものとして実施され、毎年度実施要綱の改正により国が予算措置をしてきたものです。今回の見直しは、世代間の公平の観点から行われたものであり、高齢者の生活に大きな影響が生じることのないよう、新たに70歳になる被保険者から段階的に実施されたものです。今後とも、情報の収集と共に、国の動向を注意深く見守っていきます。

自己負担限度額の改正については、近年、医療費が増加しているなかで、やむを得ない自己負担限度額の引き上げだと考えます。

また、後期高齢者医療制度については、制度創設から10年が経過し、住民の皆様に着した医療制度となっています。

51 後期高齢者医療制度の保険料は所得に応じた負担となっています。低所得者には均等割額が軽減となるように設定されています。

滞納者については、短期証の発行となりますが、滞納の早期解消に向け、今後も継続して交渉をしてまいります。

52 創設当初は自己負担が無料であった老人保健制度と同様に、医療費の増大が懸念されます。また、受益者負担の観点から医療費の無料化は不相当だと考えます。低所得者については、自己負担限度額が設けられ、一定以上の自己負担とならないよう、配慮されています。

53 後期高齢者の方については、医療機関にかかっている方の割合が多く、かかりつけ医等で受診いただくのが最良と考えます。

- 5.4 健診内容については県下統一の内容で医師会と契約して実施しています。
受診率を高めるための広報については、広域連合に積極的に働きかけるとともに、町でも広報紙等でPRしてまいります。
- 5.5 平成29年8月診療分から、高齢者の自己負担限度額が引き上げとなりました。これは、高額医療医療の高度化等による医療費の高額化及び増加に伴うものであり、やむを得ない引き上げだと考えます。
- 5.6 生活扶助費は、全国消費実態調査を基に一般の低所得層の消費支出と比較して5年に一度改定されるものであり、今回の引き下げ案もこれに基づいたものであると認識しております。また、改定に当たっては機械的に実施しないよう求める報告書案等を受けた上で審議されており、一部の減額幅を縮小するなど必要な配慮がなされているものと認識しています。
- 5.7 生活保護における生活扶助費等は地域格差等も考慮のうえ生活保護実施要領に定められていますので、その均衡を保つためにも町独自で支援を行うことは適切ではないと考えます。
- 5.8 生活保護における一時扶助とは、例えば火災により家財道具を消失した場合等、予想外の事故や生活の場の転換に際し、最低限の生活基盤を確保するために必要な資金として支給されるものであり、エアコンの設置や修理費用についてはこれに該当せず、経常的生活費の範囲内でやりくりされるべき費用であるとの解釈から、一時扶助として支給されません。ただし、エアコンの設置費用は被保護者の家計規模に比して高額であることから、社会福祉資金の貸付けを認めているところです。
また、夏季加算の設置につきましては、近年の気象条件等を踏まえ、国において検討されるべきであると考えます。
- 5.9 社会福祉法第16条に定める所員の定数は、町村においては「被保護世帯の数が160以下であるときは2とする」とされています。平成29年11月末現在の広陵町における被保護世帯数は137ですが、これに対し中和福祉事務所の2名のケースワーカーが担当しており、基準は満たしているものと認識しています。また、中和福祉事務所職員の配置については県が行うものですので、町では回答いたしかねます。
- 6.0 中和福祉事務所のケースワーカーにつきましては、生活保護制度をはじめ、受給者への対応についてなど、県が研修を行っています。本町担当職員におきましても、業務に必要と思われる研修には積極的に参加しています。
- 6.1 本町住民の生活保護申請先は中和福祉事務所（県）であることから、町で相談を受けた際には詳細を聞き取り、必要に応じて県に繋ぐという体制をとっていますが、

この際、県が作成した手引きによって生活保護制度について詳細に説明を行っています。

生活保護については、まずその必要性を聞き取ることが重要であることから、申請書を窓口を設置することはすぐわないと考えます。

6 2 通院に要する交通費は「その負担が医療機関を受診することを阻害するものでないものについては他の日常的な交通費と同様に生活扶助に含まれる」とされており、定期的な受診であっても一概に支給されるものではなく、その要否は医師の意見書を基に決定されます。また、就職活動のための交通費についても移送費として認められる場合があります、これらの制度については受給者には説明していますが、今後も制度周知に努めてまいります。

6 3 生活保護受給者の自動車保有は、単に、生活する上での利便性を確保する目的では認められていませんが、障がいがある方や自動車がないと就労できない方等については、所有が認められる場合があります。

6 4 現在、中和福祉事務所の就労支援専門員が受給者の特性や生活状況に合わせた就労支援を行っており、就職に結びついているケースがあります。また、生活保護受給者に対して町として仕事の確保・提供ができるかについては、今後、関係部署等と研究してまいります。

6 5 質問事項 5 8 の回答のとおりです。

6 6 現行制度では、高等学校等を卒業することが世帯の自立助長に効果的と認められる場合には生業扶助としての高等学校等就学費が支給されることとなっているものの、大学等への就学については、既に高等学校等への就学によって得られた技能等によって稼働能力の活用を図るべきであることから学費扶助等は行われていませんが、要件を満たせば被保護世帯から分離して就学資金貸与を受けて大学進学することは可能です。

なお、今後、より直接的な支援について国会で審議されるとの情報がありますので、動向を見守りたいと考えます。

6 7 本町では障がい者の区分認定調査を全て職員が実施しており、対象者の意向や状態等を的確に把握するよう努めています。サービス支給決定にあたっては、それらの情報に加え、計画相談事業者等と協議を行ったうえで、それぞれに適したサービスと必要な量の支給決定を行っています。

6 8 平成 3 0 年度から未就学児の福祉医療費現物給付に対する国のペナルティが廃止されたことに伴い、奈良県下でも、未就学児について現物給付に向けての勉強会が開催され、県内全市町村の合意があれば、平成 3 1 年度中に実施ができるよう最終

調整の段階です。未就学児だけでなく今後対象が全福祉医療制度になるように、引き続き県に働きかけてまいります。

69 各種申請に当たっては簡素化を図っていますが、要件を満たしていることの確認や負担額の算定のため必要な資料の提出を求めています。特に複雑な制度の案内や申請については作成したフロー図を用いるなど、わかりやすい説明に努めています。

70 質問67の回答のとおりです。

71 地域活動支援センターの運営にあたっては、報酬ではなく、運営に係る経費を各市町村がその利用住民数で割って負担するという形をとっていますので、安定的な運営は確保できていると考えています。

72 町内企業すべての雇用率を把握することは困難ですが、町内の障がい者が就労している企業はいくつか把握していますので、引き続き、これらの方々が就労定着できるよう支援を行ってまいります。また、町では毎年「障がい者就業・生活支援センター」から職場実習生を受け入れており、今後も継続して就労に向けた支援を実施してまいります。

73 少子高齢化の進展により、介護を必要とする者が増大する一方で、その支え手が減少することが見込まれています。

国としては、介護人材の確保に向けた処遇改善、多様な人材の確保・育成、生産性の向上を通じた労働負担の軽減などを柱として取り組みを行っていますが、今なお、介護サービス事業者にとって人材確保が厳しい状況にあることも踏まえ、平成30年度の介護報酬改定においても、介護人材の確保や生産性の向上に向けた取り組みを推進していくものと認識しています。

74-① 奈良県の施策に基づく構想であるため、本町としては今後の動向を注視してまいります。

74-② 本町におきましては、平成28年3月から総合事業に移行しています。サービス実施に向けては、地域ケア会議なども行いながらサービスの提供に繋げていきます。今後、サービス提供の内容を含め、事業所、利用者に確認を行っていきたいと考えます。

75-① 給食センターは、生徒の嗜好なども十分考慮した上で、献立編成や調理の工夫を凝らし、安心安全でおいしい学校給食が提供できるように努めています。アンケート結果については、「10月給食だより」の通信欄において、町ホームページに掲載していることを記載して周知しています。

75-② 関係者の試食や献立検討委員会を開催し、安全安心に加え、より美味しい給食になるよう引き続き努力してまいります。

75-③ 保温性の高い食缶で配送し、温かいものは温かく冷たいものは冷たく提供できるように留意しています。

75-④ 学校と連携し栄養教諭の給食指導や、調理員による学校での特別授業を実施するなど食育の充実に努めています。

75-⑤ 毎月17日前後を「ならの日」「食育の日」として、なすびや塩こうじなど広陵町産を使用した献立を提供し、奈良県産の青ネギや大和まななども積極的に取り入れた給食を実施しています。

また、本年7月から奈良県マーケティング課と奈良県農協の連携で、生徒の食育と地域の農業振興を目的とした遊休農地等を活用した奈良県野菜を生産するプロジェクトが始まっています。取り組みの実績として、7月に田原本町産タマネギ1.3トンを使用し、1月には広陵町産キャベツ835キロを使用予定です。今後も地元産の供給が行えるよう奈良県農協とも連携して地産地消の推進に努めます。

75-⑥ 議会でも使用貸借（無償）についての議決をいただいております。連携協定はそもそも土地使用料に特化した考え方ではありません。

75-⑦ 給食費については、児童生徒が食べる材料費に全額充当しており、給食を作るための光熱水費や人件費は町民すべての税金で運営しております。少子化対策などの様々な考え方（自治体）があると思いますが、現在、そのような制度の検討はしておりません。

75-⑧ 平成27年9月から調理のみ民間委託しています。委託当初は味が薄くなった等のご意見をいただきましたが、教育委員会、栄養教諭、調理師とも調整し、現在は、特にご意見はいただいております。残食率においても特に変化は出ていません。

76 現在の対象は、生活保護基準の1.3倍以下で設定しておりますが、県内ではほとんどがこの基準で実施しているのが現状です。他市町村の動向も踏まえ検討してまいります。申請受付は役場での受付を拒むものではありませんが、学校の所見を必要としていることから、学校での受付をお願いしています。制度の説明は、今年度から新生入学準備金を3月に支給することから、入学前からチラシや広報、ホームページでも周知に努めています。

77 ブックポスト・移動図書館については、それに替わる他の方法も検討内容に含めて図書館から離れた利用しにくい地域の方にもよりご利用いただけるように、何ら

かの方法について検討したいと考えています。

先般にもお答えしましたが、例えば、学校図書館や地域施設と連携し、データ連携も含めて、移動図書館の中継ポイントや図書返却口の役目を担う場として活用できないかなど実情に応じて検討してまいります。

- 78 学校給食については、平成27年9月から調理のみ委託していますが、食材調達や献立については、従来どおり町栄養士等が行っています。調理を委託することによって、人材確保に苦慮することなく献立の幅も広がりました。

また、食材については、安心安全を第一に出来る限り国産の地場産食材を使用しています。

- 79 校舎の耐震化工事はすべて終了しており、照明については、東小学校等つり下げ式の照明を使用している廊下等がありますが、LED化とあわせて検討します。

- 80 マラソンコースを設定し大会を実施する場合、何点かの課題を検討する必要があります。最も重要な課題として、まず、コース自体とその周辺の環境が考えられます。換言すれば、その場所が、コースとして適しているかということです。「かつらぎの道」は、一般の人の往来はもちろん自転車や禁止されている単車が通ることもあります。また、馬見丘陵公園にあっては、車の通行こそないものの、多くの来訪者の往来が予想でき、コース設定自身ができるのかが課題です。

次には、中学生など100人以上の競技者が一斉に走ることができる道幅があるかの安全面への配慮が必要です。また、安全に走行するためをお願いしている走路指示等の役員の配置数においては、現在実施のコースはかなりの見通しが利くうえに、信号がなく車両の通行が多い道路を渡る必要もないことから、現在20人体制で実施できています。他のコースを考えた時、この役員数では安全に実施できないことも予想されます。

また、コースのアップダウンも考慮しなければなりません。例えば、竹取公園内は、道幅も狭くアップダウンが大きいため、マラソンコースとしては相応しくないと考えられます。

最後に、コース周辺の環境として、雨天時を想定したり競技者の休憩場所として、また、記録の整理や賞状等を筆耕するための場所や、閉会式の会場としても、屋根付きの、ある程度の広さを持つ建物が必要となります。

以上、何点かの課題を検討してまいりました。他の課題もあろうかとは思いますが、想定できる問題を考えた場合、現時点では総合的に判断して、現在実施のコース設定と周辺環境がベターではないかと考えています。

- 81 川の水は、貯水池の水を循環させて流していましたが、子どもたちが水遊びできる箇所もあり病原性大腸菌O157に感染する恐れがあることから、池水の循環を中止しております。

本年度は、エントランスにおいて、夏場にミスト噴霧施設を設置し、涼しさの提

供について試行させていただきました。

8 2 中央公民館は昭和48年4月に開館した施設で、経年劣化等により、多様化した施設利用者のニーズに応えることができない要素があります。町では、平成28年3月に「広陵町公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の管理・対応についての方向性を定めたところですが、今回いただきましたご要望の趣旨を真摯に受け止め、関係機関と連携しながら、その時期や方法について検討したいと考えています。当面は現公民館が有する施設機能の維持改善に努めるため、順次対処してまいります。

8 3 - ① 現在小学校の1年生は35人学級が制度化されて実施されています。小学校の他学年においては、学年の実態や1学級35人を超えている学年について少人数学級編制を実施し、きめ細かな指導ができるよう取り組んでいるところです。また、中学校では、少人数指導によって学習内容の定着を図っているところです。今後も一学年でも多くの少人数学級編制や少人数指導が実施できるよう引き続き要望し、取り組んでまいります。

8 3 - ② 現在専科配置のない学校においては町費講師により対応しており、今後も県費教職員の配置を要望してまいります。

8 4 高田川、葛城川、曾我川で氾濫危険水位に達するなど長時間高水位が継続したため、約100haの水田で内水湛水が発生し、稲の切り藁などが浮遊して風により集積する被害が発生しました。

各実行組合から11月20日までに被害状況の報告を受け、町、JA及び実行組合が協力して、水田に切り藁を散布する対策を行いました。

8 5 農水省は来年度予算の主要事項の内「担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進」では、農地中間管理機構による農地集積や大区画化の推進とあわせ、法人、集落営農、新規就農など多様な担い手の育成・確保を、「水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施」では、水田活用の直接支払交付金の十分な確保と水田の畑地化・汎用化の推進のほか、収入保険制度の実施に向けた予算確保を挙げています。

また、10aあたり7,500円の米の直接支払い交付金が来年度から廃止されることに伴う財源の活用として「その財源を多様な担い手の経営対策のさらなる拡充に振り向けることとする。」としています。

8 6 - ① 農業塾に参加している新規就農予定者に対して、ビニールハウスや農機具等を貸し出すことで就農に係る初期費用が低減する支援策を検討しています。

86-② 真美ヶ丘地区等の非農家のアクティブシニアや主婦層に農業パートを紹介する制度の創設を検討しています。

86-③ 農地中間管理事業のマッチング実績は、12月1日現在で7筆、約8000㎡です。

今後も、農業委員会や農地中間管理機構と連携して耕作放棄地解消対策に取り組んでまいります。

87-① 地場産物及び県内製造品率は、小学校15.1% 中学校14.2%です。地場産農産物の使用割合の報告につきましては、従前までは重量割合で報告していましたが、今年度から県の指示により、食品数割合に変更しています。

地場産の推進については、奈良県マーケティング課と奈良県農協の連携で、児童及び生徒の食育と地域の農業振興を目的とした遊休農地等を活用した県産（広陵産及び香芝産）野菜の供給が行えるよう学校給食における地産地消の推進に努めます。

87-② 今後もマップの充実とPRに努めます。

87-③ 現在、各学期毎に1回実施し、ホームページで公開しています。分析内容とその結果については、よりわかりやすい表記に努めます。

88 実績としては、広陵町・香芝市共同中学校給食センター及び中央体育館の施設を活用した太陽光パネルなどを設置しました。今後も、自然エネルギーの促進を行い、広域での実施も視野に置いて地域活性化計画の策定について検討してまいりたいと考えます。

89 アライグマによる農作物の被害対策として、アライグマ駆除のための捕獲檻の貸し出しを行っています。

90 開発業者には、条例の趣旨を理解して透水性舗装や雨水浸透枡の設置による雨水の流出抑制策を実施するよう協力を依頼してまいります。

91 奈良県公契約条例（平成26年7月制定）を参考に、近隣市町村の動向を踏まえ検討してまいります。

92 平成28年3月に公共施設のあり方の基本方針を定めた「公共施設総合管理計画」を策定し、町内すべての公共施設のあり方について検討を進めているところです。

指定管理者制度やPFI事業等などの公民連携の導入可能性や、施設のあり方につきましては、施設ごとの評価を行い、施設の利用状況や運営状況、コスト分析等を踏まえ、庁内の「公共施設等あり方検討委員会」において検討してまいります。

9 3 採用計画に基づき正規職員を採用していますが、職員の定員管理上、労働条件、業務形態により正規と非正規を明確に区別し、臨時職員等はいくまで正規職員の補助的業務の範囲内という位置づけですので待遇面では差があります。また、臨時職員等は労基法を遵守して採用しています。

なお、業務の場でボランティアを利用することはありません。

9 4 商工会及び労働基準監督署と連携して取り組んでまいります。

9 5 商工会及び労働基準監督署と連携して取り組んでまいります。

9 6 業務委託契約に当たっては、確認体制を強化し事業者に対し法令の遵守を徹底させるとともに、現在契約中の委託業務に関しても、法令遵守の徹底を求めてまいります。

9 7 平成29年9月広報にアンケート調査結果の概要版を掲載するとともに、HPでも調査結果を公表しております。これらのデータ分析を踏まえ、平成30年度に中小企業・小規模事業振興基本条例を制定する予定です。この条例に基づき策定する中小企業・小規模事業振興計画において、具体的な施策を明らかにしてまいります。

9 8 国民皆保険制度を維持するために存する国保の性質上、非正規社員・失業者の受け皿として国保に加入いただくことは、法の下で当然のことです。かつ、相応の負担をしていただくことも当然のことであると認識しています。納付が困難であるとの申し出にはその家庭の収支を詳らかに教えていただくことで、可能な納税方法を検討し双方合意の上での誓約を交わしています。差押処分に至るまでの事務については前回までに何度も説明申し上げています。丁寧な対応を常に心がけており、滞納者の生活の実態を考慮せずに実施する差押えはありません。

また、県単位化に伴う国保税の引き上げについては、現時点では納付金額が確定していない状況ではありますが、現行の保険税率で不足の場合は、基金を充てることにより、負担増とならないよう配慮したいと考えます。

9 9 個人番号利用事務実施者である市町村が個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者に対して、個人番号利用事務を処理するために必要な限度で個人番号を含む特定個人情報を提供する場合、本人が事業所に対して個人番号を提供したか否かは要件とされていませんので、特別徴収義務者に対し個人番号の提供をしていない者など、給与支払報告書に個人番号の記載がない者の個人番号についても市町村が事業所に対し通知する特別徴収税額通知書に記載することとなっています。

なお、住民税特別徴収の関係で事業所に通知する際、地方税法及び地方税法施行規則の規定では、マイナンバーを不記載や一部不記載とすることは認められていないことから、適切かつ慎重な取扱いを行うよう周知されており、①本人のマイナンバ

一が正しく記載されていること。②特別徴収義務者において定めるマイナンバーを取り扱うこととされた部署や担当者へ送達されるよう、できる限り詳細な送付先を記載すること。③特別徴収税額通知書の印刷・発送業務等を委託している場合、法律に基づき特定個人情報の安全管理が図られるよう、受託先に対する必要かつ適切な監督を行うこと。と指示されています。

マイナンバーは日本に住民票を有するすべての方（外国人の方も含まれます。）が持つ12桁の番号です。マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の3分野で、複数の機関に散在する個人の情報が同一の情報であることを確認するために活用されるなど、行政の効率化、国民の利便性の向上、さらには、公平・公正な社会の実現を図ることを目的とした制度です。

セキュリティ対策につきましては、マイナンバーカードのICチップ内の情報は、必要最低限の情報のみが記録され、税情報や年金給付情報等、プライバシー性の高い情報は記録されません。

また、ICチップ内の各アプリケーション間は、暗証番号等のアクセス権情報を設定することにより、各サービス用システムから異なるアプリケーションへのアクセスを制御しており、暗証番号の入力も一定回数以上間違えると、カードがロックされる仕組みとなっています。

マイナンバーカードの偽造目的等の不正行為に対しましては、ICチップ内の情報が不正に読み出されたり、解析されようとした場合、自動的に内容が消去される等の対抗措置（耐タンパー性）が講じられ、高いセキュリティ性を確保しています。

その他、レーザーエンブレブやマイクロ文字など、券面の偽変造を防止するためのセキュリティ加工も施されています。これらの、厳重なセキュリティ対策と共に、マイナンバー法による厳格な安全性に基づき運用される当該制度は、これからも継続されるべきであると考えます。

100 広陵町建設業協会には、迅速な復旧作業が行えるよう災害警戒体制時等において待機体制をとり、災害時の緊急対応や復旧工事に協力いただいております。

101 空白期間の対応につきましては、民間事業者へ委託するか近隣の市町にお願いする方向で考えています。

また、ごみ中継施設につきましては、現在ごみ処理町民会議を開催し、場所の選定、費用等の試算を行い、遅くとも平成30年度中には決定する方向で進めています。

102 ごみの減量やリサイクルの推進のためにも、これまでと同様の取り組みを続けてまいります。（天理市の広域化に伴う分別に従いますが、現在行っています分別とほぼ変更はありません。）

103 ごみ有料化はごみ減量及びリサイクルの推進を目的として、ごみ処理費用の一

部をご負担願っているもので、皆様のご協力により、広陵町のごみ減量は計画どおり進んでいるところです。今後も処理費用の一部をご負担願うことにより、更なるごみ減量とリサイクルの推進に繋がるのではないかと考えます。

また、一定枚数を無料で配布することは、様々な混乱（家族構成の問題等）をもたらす要因になることから、今までどおりご負担願うこととなります。

104 おむつの回収につきましては、汚物を取り除いた後、可燃ごみの分別区分となりますので、広陵町の燃やすごみの指定ごみ袋でお出しいただきますようご協力のほどお願いします。

105 現クリーンセンターは平成34年3月18日を以て操業停止になります。それまでの約4年間は現施設を稼働しなければ、毎日出てくるごみが増え続け、町民の皆さんにご迷惑をかけることとなりますので、例え多額の修繕費が嵩んだとしても運営していかなければなりません。

ただし、当初、現施設の整備にかかわってございました業者と操業開始から操業停止までの15年間の維持管理補修に対する覚書を交わしており、適切な運転管理が実施されていることを前提に、予定総額を超える分については、業者負担となっています。

106 1の項目でも述べておりますが日本国憲法の遵守は、公務員のみならず全ての国民が守ることは当然のことです。ただ、改憲は現政権下で適切に判断されるべきものと認識しています。

107 「非核兵器平和宣言」をしている本町といたしましては、今後もさまざまな場所や機会を捉えて「反核平和」を訴えていき、紹介してまいりたいと考えます。

108 地方自治体として国会で採決された法律については、遵守すべきであると考えます。

109 学習指導要領の「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」に基づき適正な指導を行っています。

110 毎年11月に行っている戦没者追悼式は、先の大戦で犠牲になられた全ての方々に追悼の意を表し、恒久平和を願う目的で行っています。また、8月15日の“戦没者を追悼し平和を祈念する日”には町民のみなさまにもご協力をいただき、正午のサイレン吹鳴とともに戦没者のご冥福と未来永劫の平和を祈るための黙禱を捧げており、この日を「不戦の日」のような位置づけと考えています。